

社会福祉法人稚内木馬館嘱託職員賃金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人稚内木馬館非正規職員就業規則（以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、規則第2条第6号アに規定する再雇用嘱託職員、同号イに規定する一般嘱託職員及び同号ウに規定する特別嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の賃金に関し必要な事項を定めるものとする。

(賃金の構成)

第2条 賃金の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
 - ア 通勤手当
 - イ 資格手当
 - ウ 業務手当
 - エ 管理職手当
 - オ 管理職員特別勤務手当
 - カ 役付手当
 - キ 時間外勤務手当
 - ク 休日勤務手当
 - ケ 深夜勤務手当
 - コ 夜間勤務手当
 - サ 期末手当
 - シ 寒冷地手当
 - ス 待機手当
 - セ 緊急呼出手当
 - ソ 除雪車両運転手当
 - タ 給食配送手当

(基本給)

第3条 嘱託職員の基本給は、月給とし、職種、経験、年齢、学歴、能力、資格の有無等を勘案して各人ごとに定める。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、次に掲げる嘱託職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者で、居住する住宅から勤務先までの最短の経路の長さが片道2キロメートル以上のもの又は交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難なもの
- (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者又は自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者で、当該職員の住宅から勤務先までの最短の経路の長さが片道2キロメートル以上のもの
- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者で、居住する住宅から勤務先までの最短の経路の長さが片道2キロメートル以上のもの

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる嘱託職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者 運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による1月の通勤に要する運賃等の額（以下「運賃等相当額」という。その額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。）
- (2) 前項第2号に掲げる者 次に掲げる距離の区分に応じて、それぞれ次に定める額
 - ア 片道5キロメートル未満 3,000円
 - イ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 5,300円
 - ウ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,900円
 - エ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,500円
 - オ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,100円
 - カ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,700円
 - キ 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,300円
 - ク 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 20,900円
 - ケ 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 23,500円
 - コ 片道45キロメートル以上 26,100円
- (3) 前項第3号に掲げる者 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である場合 運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その額が40,000円を超えるときは、その額と40,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を40,000円に加算した額）

イ 運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円

ウ 運賃等相当額が55,000円未満である場合（アの場合を除く。） 第2号に定める額

3 第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 交通機関等の事業主体が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間1月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）

(2) 交通機関等の事業主体が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての1月の平均回数の運賃等の額であって、最も低廉となるもの

第5条 新たに通勤手当に該当する嘱託職員は、別に定める通勤届を理事長に提出しなければならない。居住する住宅、通勤経路、通勤方法、運賃等相当額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 理事長は、前項の通勤届を受理したときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券等の提示を求める等の方法により確認し、通勤手当の支給対象となる要件に該当すると認定した後において支給を決定するものとする。

3 嘱託職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、通勤手当を支給することができない。

4 通勤手当の支給は、通勤手当の要件に該当した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を受けている嘱託職員がその要件を欠いた場合においては、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

（資格手当）

第5条の2 資格手当は、嘱託職員が現在の職種と関係のある資格を取得し、業務に役立つと認める次に掲げる資格取得者に支給する。

(1) 介護支援専門員、介護福祉士

(2) 社会福祉士、精神保健福祉士

- (3) 看護師、准看護師
- (4) 管理栄養士、栄養士
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める資格

2 資格手当の月額、次の各号に掲げる資格の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、複数の資格を有する資格取得者にあつては、理事長が特に必要と認める場合を除き、最も職種と関係のある資格一つとする。

- (1) 介護支援専門員、看護師 13,000 円
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士、准看護師 10,000 円
- (3) 介護福祉士、栄養士 7,000 円
- (4) 理事長が特に必要と認める資格 理事長が定める額

3 月の中途において嘱託職員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格手当は、日割計算により支給する。

- (1) 新たに資格を取得したとき。
- (2) 新たに嘱託職員になったとき、又は退職したとき。
- (3) 異動等により資格が役立つ業務に従事することになったとき、又は従事しなくなったとき。

4 嘱託職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないときは、資格手当を支給することができない。

(業務手当)

第5条の3 業務手当は、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 看護業務手当 勤務時間外においても日々利用者の健康相談に対応する看護職員であつて、理事長が指名する者。
- (2) 介護業務手当 利用者に対し、排泄、入浴、食事等の介護等を行う者。
- (3) 支援業務手当 利用者に対し、就労又は相談等の支援等を行う者。

2 業務手当の額は、次のとおりとする。ただし、1週の労働時間が正職員の所定労働時間より短い嘱託職員については、それぞれ雇用契約による勤務時間の割合により算出した額とする。

- (1) 看護業務手当 月額9,000 円
- (2) 介護業務手当 月額6,000 円
- (3) 支援業務手当 月額4,000 円

3 月の中途において嘱託職員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該業務手

当は、日割計算により支給する。

(1) 新たに嘱託職員になったとき、又は退職したとき。

(2) 異動等により職種が変更になったとき。

4 嘱託職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないときは、業務手当を支給することができない。

(管理職手当)

第6条 管理職手当は、次に掲げる地位にある嘱託職員（以下「管理職嘱託職員」という。）に支給する。

(1) 法人本部

ア 事務局長

イ 事務局次長

ウ 課長

(2) 事業部

ア 部長

イ 副部長

ウ 管理者

2 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる管理職嘱託職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 事務局長、部長 50,000 円

(2) 事務局次長、副部長 45,000 円

(3) 課長、管理者 40,000 円

3 次に掲げる事業所の管理者にあつては、前項に規定する管理職手当の月額に10,000 円を加算した額を支給する。当該事業所の管理者を兼ねる事業部の部長及び副部長も、同様とする。

(1) グループホームひだまり

(2) メゾン木馬館

4 月の中途において管理職嘱託職員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該管理職手当は、日割計算により支給する。

(1) 新たに管理職嘱託職員になったとき、又は退職したとき。

(2) 異動等により役職が変更になったとき。

5 管理職嘱託職員がその職を兼ね、又は上位の職を兼ねるときは、主とする職に支

給する。

- 6 管理職嘱託職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないときは、管理職手当を支給することができない。

(管理職員特別勤務手当)

第7条 前条第1項に規定する管理職嘱託職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により規則第19条第1項の規定により所定休日に勤務した場合は、当該管理職嘱託職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 事務局長、部長

- ア 6時間未満の勤務 9,000円
- イ 6時間以上の勤務 14,000円

(2) 事務局次長、副部長

- ア 6時間未満の勤務 7,000円
- イ 6時間以上の勤務 11,000円

(3) 課長、管理者

- ア 6時間未満の勤務 5,000円
- イ 6時間以上の勤務 8,000円

- 3 管理職員特別勤務手当は、別に定める管理職員特別勤務命令簿によって勤務を命ぜられた管理職嘱託職員に、その勤務実績に応じて支給するものとする。

(役付手当)

第7条の2 役付手当は、次に掲げる役付の地位にある嘱託職員（以下「役付嘱託職員」という。）に支給する。

- (1) 課長補佐
- (2) 副管理者

- 2 役付手当の月額は、次の各号に掲げる役付嘱託職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 課長補佐 10,000円
- (2) 副管理者 10,000円

- 3 月の中途において役付嘱託職員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該役付手当は、日割計算により支給する。

(1) 新たに役付嘱託職員になったとき、又は退職したとき。

(2) 異動等により役職が変更になったとき。

4 役付嘱託職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないときは、役付手当を支給することができない。

(時間外勤務手当)

第8条 時間外勤務手当は、規則第19条第1項の規定により所定勤務時間を超えて勤務する嘱託職員に対して支給する。

2 時間外勤務手当の額は、次に掲げる算式により得た額とする。

勤務1時間当たりの賃金額×100分の125×時間外勤務の時間数

3 前項に規定する勤務1時間当たりの賃金額は、次に掲げる算式により得た額とする。

基本給÷1月の平均所定勤務時間数

4 前項に規定する1月の平均所定勤務時間数は、次に掲げる算式により得た時間数とする。

(365日－年間所定休日日数)×1日の所定勤務時間÷12月

5 第3項に規定する時間外勤務の時間数は、当該月の合計時間外勤務の時間数によって計算し、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

6 時間外勤務手当は、別に定める時間外勤務命令簿によって勤務を命ぜられた嘱託職員に、その勤務実績に応じて支給するものとする。

(休日勤務手当)

第9条 休日勤務手当は、規則第19条第1項の規定により所定休日に勤務する嘱託職員に対して支給する。

2 休日勤務手当の額は、次に掲げる算式により得た額とする。

勤務1時間当たりの賃金額×100分の135×休日勤務の時間数

3 前項に規定する休日勤務の時間数は、当該月の合計休日勤務の時間数によって計算し、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

4 休日勤務手当は、別に定める休日勤務命令簿によって勤務を命ぜられた嘱託職員に、その勤務実績に応じて支給するものとする。

(深夜勤務手当)

第 10 条 深夜勤務手当は、時間外勤務又は休日勤務を行った嘱託職員が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に及んだ場合に支給する。

2 深夜勤務手当の額は、次に掲げる算式により得た額とする。

勤務 1 時間当たりの賃金額×100 分の 25×深夜勤務の時間数

3 前項に規定する深夜勤務の時間数は、当該月の合計深夜勤務の時間数によって計算し、1 時間未満の端数を生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。

(夜間勤務手当)

第 11 条 夜間勤務を命ぜられた嘱託職員には、その勤務 1 回につき 5,500 円を支給する。

(期末手当)

第 12 条 期末手当は、次に掲げる基準日に在職する再雇用嘱託職員に対して支給する。

(1) 6 月 1 日

(2) 12 月 1 日

2 期末手当の額は、基準日現在において再雇用嘱託職員の受けるべき基本給の月額に、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額に次項に規定する在籍期間の割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 月 1 日 100 分の 100

(2) 12 月 1 日 100 分の 150

(寒冷地手当)

第 13 条 寒冷地手当は、10 月 1 日から翌年の 3 月 1 日 (以下この条において「基準日」という。)に在職する再雇用嘱託職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における次に掲げる再雇用嘱託職員の世帯等の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 扶養親族のある世帯主であって、社会福祉法人稚内木馬館職員給与規程第 12 条に規定する住宅手当 (以下単に「住宅手当」という。)の支給要件に該当する者
23,360 円

(2) 次に掲げる再雇用嘱託職員 13,060 円

ア 扶養親族のある世帯主であって、住宅手当の支給要件に該当しない者

イ 扶養親族のない世帯主であって、住宅手当の支給要件に該当する者

(3) 次に掲げる職員 8,800 円

- ア 扶養親族のない世帯主であって、住宅手当の支給要件に該当しない者
- イ 次号以外のその他の者

(4) 法人が燃料費等を負担する住宅に居住する者 3,300 円

3 理事長は、第2項の世帯等の区分を確認するため必要があると認めるときは、それを証明すべき書類の提出を再雇用嘱託職員に求めることができる。

(待機手当)

第13条の2 待機手当は、正規の勤務時間以外に自宅等での待機を命ぜられたグループホームひだまり又はメゾン木馬館に勤務する嘱託職員に支給する。

2 待機手当の額は、次の各号に掲げる時間区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 勤務日の勤務時間外 2,000 円

(2) 勤務を要しない日又は休日の場合で、待機時間が通算して16時間未満 3,000 円

(3) 勤務を要しない日又は休日の場合で、待機時間が通算して16時間以上 4,000 円

(緊急呼出手当)

第13条の3 緊急呼出手当は、正規の勤務時間以外に緊急業務に従事するため呼出しを命ぜられた嘱託職員に支給する。

2 緊急呼出手当の額は、1回につき1,000円とする。

(除雪車両運転手当)

第13条の4 除雪車両運転手当は、冬期間における除雪車両の運転に従事した嘱託職員に支給する。

2 除雪車両運転手当の額は、1日につき1,000円とする。

(給食配送手当)

第13条の5 給食配送手当は、多機能型障害福祉サービス事業所手作り工房どーなつ(以下「手作り工房どーなつ」という。)が製造する給食を手作り工房どーなつの休業日に他の事業所等へ配送する職員に支給する。

2 給食配送手当の額は、1日につき3,000円とする。

(賃金の計算期間)

第14条 賃金の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 賃金の計算期間の途中で次に掲げる嘱託職員については、当該計算期間の所定勤

務日数を基準に日割計算して支払うものとする。

- (1) 採用された者
- (2) 昇給等により賃金に異動を生じた者
- (3) 退職した者（死亡による退職を除く。）

3 賃金の計算期間の途中で嘱託職員が死亡したときは、その月の末日まで賃金を支給するものとする。

（欠勤等の扱い）

第 15 条 嘱託職員が無断で欠勤、遅刻、早退又は私用外出により所定勤務時間の全部又は一部を勤務しなかったときは、基本給から当該日数分又は時間分の基本給を控除する。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときは、控除しない。

2 前項の控除の額は、次に掲げる算式により得た額とする。

基本給 ÷ 1 月平均所定勤務時間数 × 控除対象時間数

3 前項に規定する控除対象時間数は、当該月の合計控除対象時間数によって計算し、1 時間未満の端数を生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。

（賃金の支給日）

第 16 条 賃金の支給日は、次に掲げる日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

- (1) 基本給 翌月の 10 日
- (2) 諸手当（期末手当を除く。） 翌月の 10 日
- (3) 期末手当 6 月 15 日及び 12 月 15 日

2 理事長は、特別の事情により前項の規定により難しいと認めるときは、別に賃金の支給日を定めることができる。

（賃金の支払）

第 17 条 賃金は、通貨で、直接嘱託職員に、その全額を支払うものとする。ただし、嘱託職員から申出があったときは、その者が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込により賃金を支払うことができる。

（賃金からの控除）

第 18 条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税

- (2) 住民税
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 職員互助会の会費及び物資等の購買代金
(賃金の非常時払)

第19条 嘱託職員又はその賃金によって生計を維持する者が次の各号のいずれかに該当し、当該職員から請求があったときは、賃金の支給日前であっても、既往の勤務に対する賃金を支給するものとする。

- (1) 出産、疾病又は災害の場合
- (2) 結婚又は死亡の場合
- (3) やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
- (4) 退職又は解雇により離職した場合
(管理職嘱託職員に対する適用除外)

第20条 次に掲げる手当は、管理職嘱託職員には適用しない。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 休日勤務手当
- (3) 深夜勤務手当

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前に燃料手当の支給を受けている再雇用嘱託職員にあっては、第13条第2項に規定する寒冷地手当の額は、次の各号に掲げる基準日においては、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成26年10月1日
 - ア 扶養親族のある世帯主 2,200リットル分の灯油価格に相当する額
 - イ 扶養親族のない世帯主 1,700リットル分の灯油価格に相当する額
 - ウ その他の者 1,200リットル分の灯油価格に相当する額
- (2) 平成27年10月1日
 - ア 扶養親族のある世帯主 2,000リットル分の灯油価格に相当する額
 - イ 扶養親族のない世帯主 1,500リットル分の灯油価格に相当する額
 - ウ その他の者 1,000リットル分の灯油価格に相当する額

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、改正後の第6条第3項に規定する管理

者の管理職手当の加算は、平成 27 年 4 月分から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月分の賃金から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月分の賃金から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月分の賃金から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月分の賃金から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月分の給与から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月分の給与から適用する。